平成２１年（フ）第３３４６号
福岡市西区生の松原３丁目７番14号
債務者　小江　智博
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３４８号
福岡市早良区小田部７丁目21番２―101号
債務者　池ノ本忠司
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３６５号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目22番８号
債務者　吉村　誠次
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３６７号
福岡市南区大池１丁目23番12号
債務者　大倉　典子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３７４号
福岡市西区小戸１丁目35番３―505号
債務者　堀井　康豊
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３９０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目21番３―505号勝野ビル
債務者　中村正次郎
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３９７号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原103番地１カーサフェリーチェＣ201号
債務者　石原誠一郎
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３９８号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原103番地１カーサフェリーチェＣ201号
債務者　石原　志奈（旧姓宮地）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４１２号
福岡県糸島市飯原2087番地11
債務者　原田　辰矢
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４１６号
福岡市早良区原団地53番203号
債務者　古屋　智之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４２８号
福岡市西区愛宕南２丁目４番34―105号
債務者　永山美裕香
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３７号
福岡県筑紫野市大字下見901番地６
債務者　伊藤恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６号
福岡市東区城浜団地５番502号
債務者　甲斐加津子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８号
福岡市南区長丘２丁目26番60号
債務者　中村　健児
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４号
福岡市東区和白東１丁目１番１―1014号
債務者　谷村　　満
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県宗像市城西ヶ丘６丁目11番地13
債務者　平井　浩介
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南１丁目２番４号
債務者　和合　祐太
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５号
福岡市博多区住吉３丁目９番１―301号
債務者　横尾　正憲
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部